

行政文書の管理に関するガイドライン案への意見と回答

	該当箇所	意見対象部分及び御意見（新旧対照表○ページ第○等、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）	回答案
1	ガイドライン本文 2 ページ、第10 2	2 ページの改正後欄の 5 行「特定秘密」は「特定秘密である情報」のほうがよい。1 ページの改正後欄の最下行の 6 行の例と同様に。	御指摘の箇所については、「公表しないこととされている情報」の一つとして「特定秘密」が記載されており、「特定秘密」が「情報」という意味で用いられていることは明らかであるため、改正案のままとさせていただきます。